平成２１年（フ）第５９号
熊本県人吉市下田代町1150番地
債務者　愛甲　養助
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡聰一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第３４７号
仙台市青葉区芋沢字大竹16番地の11
債務者　中條　松男
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
宮城県亘理郡亘理町吉田字流146番地1411
債務者　高橋　信也
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
仙台市宮城野区銀杏町６番20号　五月荘202
債務者　小林　長雄
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
広島市西区南観音１丁目12番32号
債務者　谷崎　　正
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８９号
広島市西区南観音１丁目12番32号
債務者　谷崎　光子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７号
山形市大字滑川2370番地38
債務者　南川　　明
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿崎喜世樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５９２号
神戸市中央区中山手通４丁目17番６―413号
債務者　原田　　肇
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元氏　成保
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６８６号
大阪府門真市脇田町17番10号、住民票上の住所大阪府門真市島頭４丁目３番１号
債務者　門真住研こと　宮崎　智行
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宅　正人
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４号
群馬県沼田市下川田町2059番地２、住民票上の住所群馬県沼田市下川田町2066番地１
債務者　藤本　義昭
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第５号
群馬県沼田市下川田町2059番地２、住民票上の住所群馬県沼田市下川田町2066番地１
債務者　藤本ヨリ江
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第７号
群馬県沼田市利根町老神545番地　紫翠亭やまぐち女子寮103号
債務者　野村　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
群馬県太田市西本町36番24号
債務者　山口久美子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２３９号
山形県米沢市中田町554番地の１　コーポラス安部103号室
債務者　金子　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２１号
山形県米沢市東２丁目７番81号
債務者　小林　好子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４６号
山形県米沢市林泉寺２丁目２番１―１―２号
債務者　上村　正吾
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１８５１号
埼玉県川口市芝下２丁目14番２号
債務者　江口　英紀
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
埼玉県北本市本町６丁目160番地３、旧住所埼玉県鴻巣市松原２丁目１番43号
債務者　小澤　喜一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係